

## 足場の組立て等特別教育（3時間コース）の開催について

（一社）香川労働基準協会

労働安全衛生法の改正により、平成27年7月1日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務に労働者を就かせるときは特別教育が必要となりました。

本来、この業務にかかる特別教育は6時間のカリキュラムですが、経過措置として平成27年7月1日現在で、この業務に従事している方は3時間のカリキュラムの特別教育を受講すれば修了証が交付されますので、この機会に受講されますようご案内いたします。

### 記

日 時 平成28年8月22日（月）午前の部 8：40～12：00

午後の部 13：00～16：20

場 所 香川労働基準会館（高松市郷東町436番地3）

受 講 料 会 員 4,320円（税込み）

非会員 6,480円（税込み）

テキスト代 800円（税込み）

お問合せ先 （一社）香川労働基準協会高松支部

TEL 087（816）1403

## 足場の組立て等特別教育 受講申込書

実 施 日	平成 28 年 8 月 22 日 (月)	受付 番号	※
受 講 時 間 (希望する方に○)	午前の部 (8:40~12:00)		
	午後の部 (13:00~16:20)		

フリガナ			会 員 別	会員・非会員
受 講 者 名	男 ・ 女		テキスト	要・不要
生 年 月 日	昭和・平成	年	月	日生
現 住 所	〒  TEL			
勤 務 先	名 称			
	所 在 地	〒		
	電 話 番 号			
	担 当 者 名			

- ◆修了証発行等のデータとなりますので、※以外の事項を楷書で正確に記入して下さい
- ◆ご記入いただいた個人情報はこの目的以外に使用することはありません
- ◆足りない場合は 人数分コピーしてお使い下さい

★送付先 〒761-8031  
 高松市郷東町436番地3 香川労働基準会館1階  
 (一社)香川労働基準協会 高松支部  
**FAX 087-816-1404**  
 (受付後、受講票・振込書を送付します。)